

頭首工取水管理表

【皆瀬頭首工】

	期別取水可能量						
	5/6～5/9	5/10～5/20	5/21～6/15	6/16～8/25	8/26～9/5	9/6	9/7～5/5
既得水利権	0.000m ³ /s	14.885m ³ /s	14.885m ³ /s	14.145m ³ /s	5.956m ³ /s	5.956m ³ /s	0.000m ³ /s
暫定豊水水利権	30.292 m ³ /s (代掻き期5/6～5/20)		15.274 m ³ /s (普通期5/21～9/5)			4.000 m ³ /s (非かんがい期)	

暫定豊水水利権により取水する場合は、

岩崎橋地点の皆瀬川管理水位と椿川地点(秋田市雄和)の雄物川管理水位が一定以上であること

* 5/6～5/20の代掻き期には、最大30.292m³/sの取水が可能ですが、5/21からは普通期に入り最大15.274m³/s の取水量となり、**約半分の水量**になります。取水量に見合った配水調整を行うと共に、細やかな水管理と節水に 努めていただくようお願いいたします。

【成瀬頭首工】

	期別取水可能量						
	5/6～5/9	5/10～5/20	5/21～6/15	6/16～8/25	8/26～9/5	9/6	9/7～5/5
既得水利権	0.000m ³ /s	5.421m ³ /s	5.421m ³ /s	4.370m ³ /s	2.037m ³ /s	2.037m ³ /s	0.000m ³ /s
暫定豊水水利権	5.533m ³ /s (代掻き期5/6～5/20)		4.370m ³ /s (普通期5/21～9/5)			1.000m ³ /s (非かんがい期)	

暫定豊水水利権により取水する場合は、

成瀬頭首工地点の流量と椿川地点(秋田市雄和)の雄物川管理水位が一定以上であること

* 暫定豊水水利権とは・・・ ダムによって生み出される水量を期待して水利権申請を予定しているところ、ダムがまだ完成していないことから、安定的な水利使用が行えない場合、基準濁水流量を超える場合に限りその超える部分の範囲内で取水することができる暫定的な水利権

かんがい用水節水のお願い

かんがい用水として河川から取水できる水量は、許可取水量により決められた量を取水しています。限られた用水を公平利用する為、下流受益地にも配慮し取水量に見合った配水調整や細やかな水管理をお願いいたします。